

議案第六十五号

損害賠償額の決定について

右の議案を提出する。

令和八年六月十六日

提出者 港区长 清 家 愛

損害賠償額の決定について

港区（以下「区」という。）は、令和六年九月六日港区六本木一丁目七番先の特別区道第千二百二十八号線道路上において、区が所有する普通乗用自動車が右折しようとしたところ、横断歩道を歩行していた相手方に衝突し、相手方を負傷させた交通事故に対し、損害賠償の額を次のとおり決定する。

記

一 損害賠償額 七百十七万六千四百九十五円

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十三号の規定に基づき、本案を提出いたします。